

令和元年5月29日
男女共同参画共生
社会学習・安全課

日本語指導アドバイザー派遣運用細則

日本語指導アドバイザーの派遣に当たっては、日本語指導アドバイザーリーボード設置要綱（令和元年5月29日総合教育政策局長決定）によるほか、本運用細則に沿って実施するものとする。

1. 想定される活動内容

派遣される活動内容について、以下のようなものが想定される。（なお、あくまで一例であり、実際の派遣時の活動内容については、要請する地方自治体及び大学等（以下「申請者」とする。）の相談内容に応じて、文部科学省、日本語指導アドバイザー及び申請者との間で調整の上で実施することとなるため、その調整の結果、以下の活動例以外の活動が行われるのを妨げるものではない。）

【想定される活動例】

- ・ 地方自治体における外国人児童生徒等教育推進方策に係る指導助言
- ・ 大学における外国人児童生徒等教育を担う教員養成に係る指導助言
- ・ 地方自治体が実施する日本語指導指導者養成研修等の講師
- ・ 学校における「特別の教育課程」の編成・実施に対する指導助言 等

※ その他、文部科学省職員とともに、事例収集等のために現地の視察や事業関係者等との意見交換に出向くこともありうる。

※ なお、申請者の主催により開催する行政関係者・事業関係者向けの研修会・講演会等における講師や助言者としての対応のみとなる依頼については、派遣を行わない。

2. 日本語指導アドバイザーの委嘱について

日本語指導アドバイザーの委嘱に当たっては、候補者と事前に調整の上、内諾を得た上で、委嘱依頼状を送付し、承諾を得る。

また、その際に、関係各所へ周知する資料を作成するために、候補者にプロフィール票（様式4）を作成いただくこととする。

3. 派遣までの流れ

日本語指導アドバイザーの派遣までの流れについては、以下のとおりとする。（別図を併せて参照。）

- ① 申請者は、様式1のとおり申請書を添付の上、文部科学省へ提出する。（地域の

団体等が派遣を希望する場合は、地方自治体及び大学等の担当部署等に派遣を希望する内容を相談の上、地方自治体及び大学等を通じて申請する。)

- ② 申請を受けた文部科学省は、申請内容を確認し、派遣が必要と判断した場合には、派遣の対象となる日本語指導アドバイザー及び申請者と日程の調整等を行った上で、派遣を決定し、様式2のとおり申請者に対し、書面にて通知する。
- ③ 通知を受けた申請者は、各地域の希望等も踏まえ、派遣が決定した日本語指導アドバイザーと細部について調整を行い、受入れ態勢を整える。
- ④ 日本語指導アドバイザーは、申請者との打合せに基づき、現地へ出向き活動を行う。
- ⑤ 活動終了後、申請者は速やかに派遣結果報告書(様式3)を記入の上、文部科学省へ提出し、提出を受けた文部科学省はその報告に基づき、文部科学省の所定の基準に沿って諸謝金・旅費を日本語指導アドバイザーへ支給する。
- ⑥ 文部科学省は日本語指導アドバイザー及び申請者からの報告をまとめ、必要に応じて全国へ情報を提供するとともに、年度終了後は、成果を検証し今後の施策に反映する。

4. 派遣制度の周知について

文部科学省は、本制度が地方において十分に活用されるよう、その周知に努める。

具体的には、都道府県・政令市教育委員会に制度の周知と活用、手続に関する協力をお願いするとともに、文部科学省ホームページに日本語指導アドバイザーのプロフィール(氏名、職名、略歴、自身に関する紹介等)(様式4)を掲載する。

また、必要に応じて、各地域に下部組織を持つ全国団体等に個別に協力の依頼等を行う。

日本語指導アドバイザー派遣の流れ・手続き

